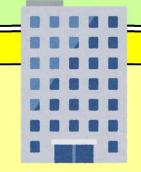


官公法・建基法の点検(P1/8)

官公法・建基法の点検とは?

「官公庁施設の建設等に関する法律」(官公法)及び、「建築基準法」 (建基法)で規定されている、建築物等(敷地含む)、昇降機、建築設備、 防火設備について、損傷・腐食その他の劣化状況などの点検を行うもので、 施設にとって安全性を確保する上でも非常に重要な点検です。



一般的に「建築物等の12条点検」とも言われ、建築物の点検の基本となっています。

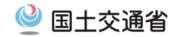


①官公法と建基法の関係は?

「官公庁施設の建設等に関する法律(官公法)」と「建築基準法(建基法)」は別の法律ですが、点検に関しては、**官公法では建基法では対象とならない規模の施設についても点検が規定**(点検の内容としては、建基法に近い内容となっており、一部点検項目の除外(項目がないもの)がある。)されています。 建基法、官公法共に第12条に点検が規定されており、一般的に「12条点検」と呼ばれています。

| 法律 | 法律の適用 | 点検の対象 | 点検の内容 |
|-----|---------------------|--|---------------------------|
| 建基法 | 民間も含めた全ての建築物 に適用 | 用途に応じて一定の規模以上の建築物が対象 | 告示により規定 |
| 官公法 | 国家機関の建築物に適用 | 建基法に該当しない小規模な建築物に対し て適用(但し、一定の規模以上) | 建基法とは別の告示にて規定 (内容は近い。) |

※昇降機は、建築基準法でのみ規定されており、建築物の規模にかかわらず、設置されていれば対象。



※昇降機は、建築物

の規模にかかわら ず、設置されてい

れば建基法の対象。

官公法・建基法の点検(P2/8)



②対象となる建築物は?

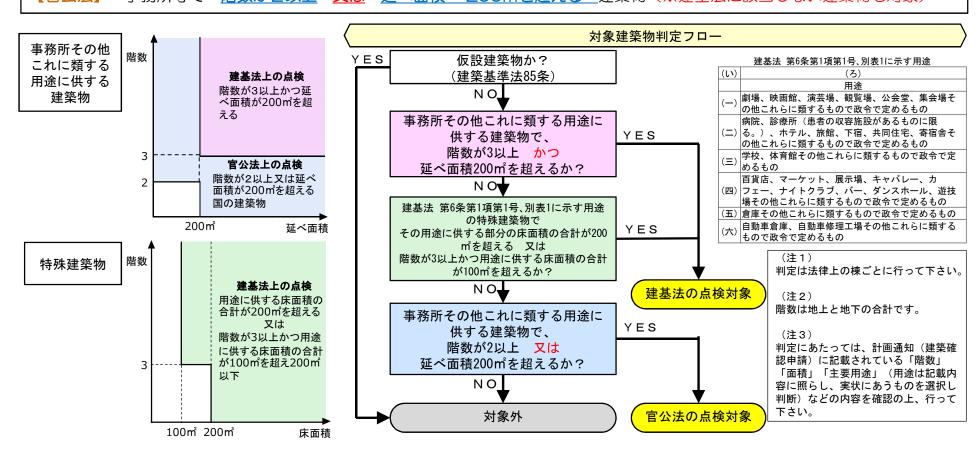
【建基法】 事務所等で <u>階数が3以上</u> かつ <u>延べ面積 200㎡を超える</u> 建築物 又は、

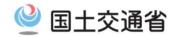
特殊建築物で 用途に供する面積が200㎡を超える 又は

階数が3以上かつ用途に供する床面積の合計が100㎡を超える 建築物

(※特殊建築物:建基法 第6条第1項第1号、別表1に示す 共同住宅、倉庫、車庫、病院等)

【官公法】 事務所等で 階数が2以上 又は 延べ面積 200㎡を超える 建築物(※建基法に該当しない建築物も対象)





官公法・建基法の点検(P3/8)



③点検の周期は?

点検周期は建基法、官公法ともに、下表のとおり、**建築物等は3年以内毎、昇降機、建築設備、防火設備は** 1年以内毎にとされています。

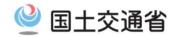
| 項目 | 周期 | 備考 |
|----------------|-------------------|--|
| 建築物の敷地及び構造 | 3年以内毎 (※1) | 検査済証の交付を受けた(建物完成時)後、最初の点検については6年以内に実施。 |
| 昇降機 | | |
| 昇降機以外の建築設備(※2) | 1 年以内毎 | 検査済証の交付を受けた(建物完成時)後、最初の点検については2年以内に実施。 |
| 防火設備 | | |

- ※1 外壁にタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等が使用されている場合は、 10年を超えかつ3年以内の時期に全面打診等の点検を行う必要がある。
- ※2 建基法では、国土交通大臣が定める項目については3年以内毎

建築物の完成時より点検を行う周期を示すと下表のようになります。

▼建物完成

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | | • |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|---|
| 建築物等 | | | | | | • | | | • | | | ●※1 | | • |
| 昇降機 | | • | | • | | • | • | | | • | • | | • • | • |
| 建築設備 | | | | • | | | • | | | | | • | • • | • |
| 防火設備 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • |



官公法・建基法の点検(P4/8)



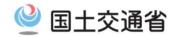
④点検の具体的項目や方法の規定は?

具体的な<mark>点検内容、方法等については、建基法、官公法共に告示</mark>により「項目」毎に「方法」「判定基準」 が規定されています。

| | 【点検項目、方法、判定基準 | 隼を定めた告示 】 |
|--------------------|---|---|
| 項目 | <建基法> | <官公法> |
| 建築物の 敷地及び 構造 | 平成20年国土交通省告示第282号 (建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の 項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件) | 平成20年国土交通省告示第1350号 (国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の 項目、方法および結果の判定基準を定める件) |
| 昇降機 | 平成20年国土交通省告示第283号 (昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件) | 無し |
| 昇降機以 外の建築 設備 | 平成20年国土交通省告示第285号 (建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び 定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準 並びに検査結果表を定める件) | 平成20年国土交通省告示第1351号 (国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における |
| 防火設備 | 平成28年国土交通省告示第723号 (防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の 項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件) | 点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件) |

例えば、建築物の地盤と敷地はH20告示282号の別表で以下のように規定されている。

| | | (い)調査項 | 目 | (ろ)調査方法 | (は) 判定基準 |
|------|-----|--------------------|---------------------------|------------|--|
| 1 | (1) | 地盤 | 地盤沈下等による 不陸、傾斜等の状 況 | | 建築物周辺に陥没があり、 安全性を著しく損ねている こと。 |
| 敷地及び | (2) | 敷地 | 敷地内の排水の状 況 | 目視により確認する。 | 排水管の詰まりによる汚水 の溢れ等により衛生上問題 があること。 |
| TK | 101 | 建 等 等 进 法 法 | 動物の活めの地 | 口担ルトルを到上て | 動地内の通吸が強促されて |



官公法・建基法の点検(P5/8)



⑤点検対象の項目には具体的にどんなものがあるか?

告示で示されている具体的な点検項目には、以下のようなものがあります。建築物については全般となりますが、建築設備については、特定の設備が対象(主に法的に設けられた設備)となります。

| 建築基準法の |)告示による | 点検項目と | 上部位の概要 |
|--------|--------|-------|--------|
| | | | |

| 種別 | 項目 | 部位の概要 |
|----|----|-------|
|----|----|-------|

建築物及び敷地に ついて、全体的に 点検項目があり、 対象部位が無い建 築物はありません。



| | 敷地及び地盤 | 地盤・敷地・通路・塀・擁壁 |
|------|----------|--------------------------------------|
| | 建築物の外部 | 基礎・木造の土台・外壁 |
| 建築物の | 屋上及び屋根 | 屋上面・屋上周り・屋根・機器・工作物 |
| 整地及び | 建築物の内部 | 防火区画・壁・床・天井・防火設備・照明・懸垂物・居室の採光及び換気・石綿 |
| 構造 | | を添加した建築材 |
| 件坦 | 避難施設等 | 通路・廊下・出入口・屋上広場・避難上有効なバルコニー・階段・排煙設備等・ |
| | <u>姓</u> | その他の設備 |
| | その他 | 特殊な構造・避雷設備・煙突 |

| | ロープ式エレベーター | 共通・かご上 |
|-----|------------|---------------|
| 昇降機 | 油圧式エレベーター | 共通・かご上 |
| | 段差解消機 | 駆動装置・最上階出し入れ口 |

給排水設備以外は、 基本的に法令に基 づき設けられた設 備が対象です。



| 昇降 | 機以 | 換気設備 | 法令に基づき設けられた居室の換気設備、防火ダンパー・換気設備を設けるべき 調理室等の換気設備 |
|-----|----|-------------|---|
| 外の変 | 建築 | 排煙設備 | 法令に基づき設けられた排煙機、排煙口、給気口 |
| 設化 | 備 | 照明装置(非常用照明) | 法令に基づき設けられた非常用の照明器具及びその予備電源等 |
| | | 給排水設備 | 飲料用の給水設備・排水設備 |

感知器に連動して 動作する対象の防 火設備があれば対 象となります。



| | 防火扉 | 防火扉・連動機構・総合的作動状況 |
|---------|------------|-------------------------|
| 10七小元/世 | 防火シャッター | 防火シャッター・連動機構・総合的作動状況 |
| 防火設備 | 耐火クロススクリーン | 耐火クロススクリーン・連動機構・総合的作動状況 |
| | ドレンチャー等 | ドレンチャー等・連動機構・総合的作動状況 |

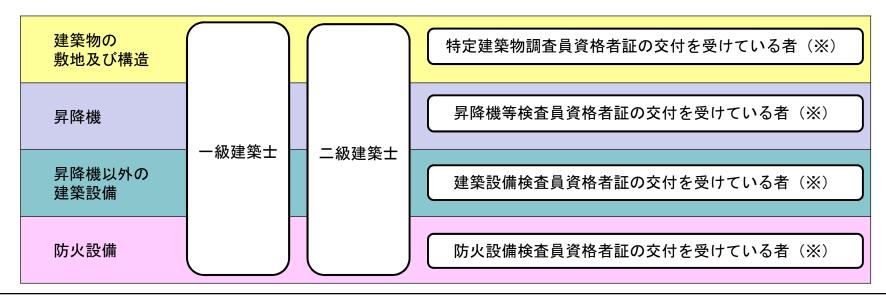


官公法・建基法の点検(P6/8)



⑥点検者に必要な資格は?

点検に必要な資格は、建基法(及び告示)で規定されており、官公法は建基法に同等の規定となっています。 資格は下表のとおり、一級・二級建築士又は、各種検査員等の資格者証を有している者となります。



- (※) 国等の建築物等の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者は、申請により資格者証の交付を受けることで定期点検を行うことができます。 (点検することができる建築物又は建築設備等は、申請者の所属する組織が所有するもので、建築基準法施行令に定める特殊なものを除きます。) 詳しくは、下記をご確認ください。
- 平成28年国土交通省告示483号「建築基準法第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件」
- 平成28年3月10日付け 事務連絡(国土交通省 住宅局 建築指導課長から中央官庁営繕担当課長等あて) 「建築基準法第12 条の2第1項第1号並びに同法第12 条の3第3項第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について」
- 平成28年6月1日付け 事務連絡(国土交通省住宅局建築指導課長から中央官庁営繕担当課長等あて) 「国等の建築物又は建築設備等のみの点検を行う者の資格の取扱いについて」



官公法・建基法の点検(P7/8)

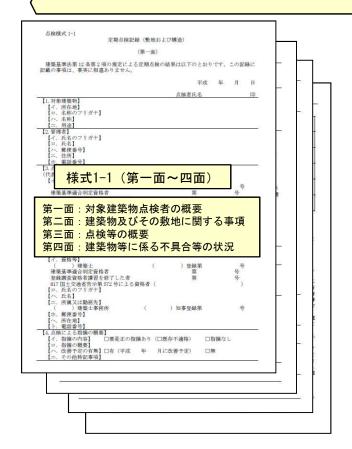


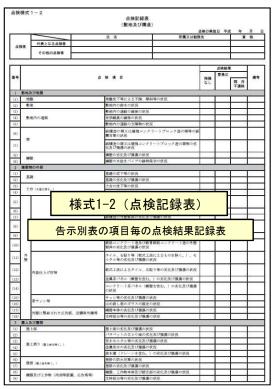
⑦点検結果の記録様式や報告義務は?

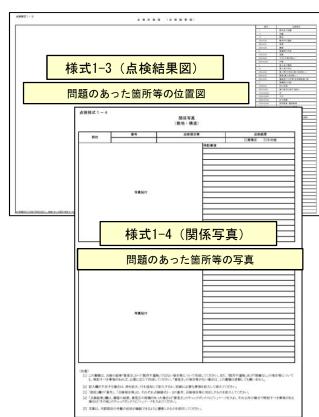
国等の建築物については、特定行政庁にたいして点検の定期報告の義務はありませんが、点検結果の記録については、**定期報告で使用される様式に相当する様式で記録する事が妥当**です。

(※様式については、(財)建築保全センター発行の「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(令和3年版)」に"[点検]の結果の記録様式"として掲載されています。)

建築物の敷地及び構造の点検記録様式(例)









官公法・建基法の点検(P8/8)



実施にあたっての留意点など

- ・外壁の種類によって、10年経過毎に全面打診調査が必要ですので注意しましょう。
- ・エレベーターは専門業者の保守契約の内容に法定点検が含まれているか念のため確認しましょう。

外部委託 で点検を 実施する 場合

- ・発注仕様書に対象となる法律、告示項目などを明記しましょう。 (対象項目まで明記。難しい場合は、最低限、建築物等か建築設備かなどは明記。)
- ・発注仕様書に対象建築物の情報を可能な限り記載し、平面図等の図面も添付しましょう。
- ・点検者の資格、記録の提出についても明記しましょう。

職員で点 検を実施 する場合

- ・資格を申請し取得した上で、 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」などの 図書を参照し、内容を良く理解した上で実施しましょう。
- ・点検を行った場合、必ず記録を残すようにしましょう。

チェックン

【関係する根拠法令等】

・点検規定:【建基法】法第12条第2項、4項

・点検周期:【建基法】規則第5条の2、第6条の2

・点検内容:【建基法】H20告示第282号、第283号、第285号/H28告示第723号・点検資格:【建基法】法第12条第2項、4項/規則第6条の5、6/H28告示第483号

【官公法】法第12条第1項、2項 【官公法】規則第1条、第2条

【官公法】H20告示第1350号、第1351号

【官公法】法第12条第1項、2項(建基法同等)

注意

【保全実態調査(BIMMS-N)入力上の留意点など】

- ・「建築物の敷地及び構造」の点検は前年までの3年間に法定点検を実施している場合、点検実施状況は「している」を選択してください。
- ・竣工後6年以内(建築設備にあっては2年以内)は、点検実施状況は「している」を選択してください。